

1



自分だけの判断で物事を処理してはならない。



「医師が患者 A さんの指示表に胸部 X 線撮影の指示を記載したが、撮影室に提出する X 線撮影依頼書にはまちがって患者 B さんの名前を印字しました。」「看護師は検査ノートの A さんの欄に胸部 X 線撮影があることを記載しました。」「患者さんを検査に案内しようとした看護師エイド（看護助手）は検査ノートで B さんを確認したところ、胸部 X 線撮影があるとは記載されていませんでした。しかし、ナースエイドは看護師が検査ノートに記載するのを忘れたのだと自分だけで判断し、B さんを検査室に案内しました。」撮影室で確認したところ、患者さん違いであることがわかりました、何人がミスしたでしょう？



確認！：医療は、少しのミスが人の生命にかかわることもある責任の重い仕事です。自分だけの判断で物事を処理しない慎重さが必須であり、確認することが最も大切です。確認をするということは、物と物、物と人、人と人、いずれにせよ、ぴたりと一致させるということです。

2



指示を実施したら、必ずその場で、実施済みのサインをしなければならない。



看護師 A が指示を実施後にサインをしようと思っていましたが、忘れてしまいました。そのため、まだ指示を実施していないと思った他の看護師が重複して実施してしまいました。特に、看護師同士の引継ぎが十分になされていなかったために起きたミスです。夜間で連絡の方法が限られている場合や意識障害のある患者さん、小児などで本人確認がとれない場合には、その指示が実施されたのかどうかを正しく確認をすることはできません。例えば、「夕方の抗菌薬点滴後の実施サインをしていなかったために深夜の看護師がもう一度同じ抗菌薬の点滴を実施すること」や、「小児の場合で眠前の薬を投薬した時に実施サインをしなかったために、深夜に再投薬される」といった重複ミスが発生する危険性があります。



実施済みのサインの励行！：看護師が指示を実施した時には、事故を防止するために必ずその場で実施済みのサインをしなければなりません。常日頃から、指示された業務を実施したら、必ずその場ですぐに実施済みのサインをすることを習慣づけましょう。そして、確認です。

3



「山田さん」と呼んで患者さんが「はい」と返事をして、その患者さんが山田〇〇さんだと思い込んではいけません。



「山田さん」と声がしたので患者さんが顔を向けると、そこに看護師がいて自分を見ていたので、名前がはっきり聞き取れなかったけれども、自分が呼ばれたのだらうと思って『はい』と返事をしました。看護師は、『「山田さん」と名前を呼んだら返事をされたので、この方がっきり山田太郎さんだと思いました』と説明しました。これは、看護師の単純な思いこみから生じたことです。



もう一度フルネーム！：同姓同名もありますので、必ずフルネームと誕生日を確認します。入院患者さんの場合はリストバンドを、外来患者さんの場合は診察券または保険証で確認しましょう。

「山田さん」と呼んで患者さんがふりむいたら、改めて「山田太郎さん？」と、もう一度フルネームで呼んでみましょう。そして、お誕生日を確認しましょう。

4



緊急時の口頭指示では、復唱と確認を怠ってはならない。



救命救急センターでは、指示書が間に合わず口頭指示のみで行わなければならないことがあります。そのような状況下でも、指示をした医師に復唱して確認をしたり、できるかぎり多数の医療スタッフが声を出して確認をすることが必要です。



復唱と確認！：状況が落ち着いたらチーム内で記録者を1名決め、正しい指示・正しい実施であったことをスタッフ全員で確認しながら、時系列で記録に残します。最近では、電子カルテに入力します。また、準備した薬剤はシリンジに直接薬剤名と単位量を書き入れてトレイで渡すなど、誰にでもわかるようにします。

5



患者さんの治療内容や個人情報、むやみに口に出したり他言したりしてはならない。



悪気がなくても、つい知人や家族に患者さんの個人情報を伝えてしまったり、メディアにVIPの情報を漏らしてしまった事例があります。保健師助産師看護師法第42条の2に「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする」と守秘義務が定められています。また、同法第44条の3では、上記の秘密を漏らした者に、6ヵ月以下の懲役または10万円以下の罰金と定められています。守秘義務とは、一定の職業や職務に従事する者・従事した者に対して、法律の規定に基づいて特別に課せられた「職務上知った秘密を守る」という法律上の義務のことです。個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とした法律です。



守秘義務！：看護師や看護助手（補助）が遵守すべき法律を理解し、念頭に置きながら行動しましょう。患者さんは、病状や治療に関することはもちろん、入院や通院していることを家族でも知らせたくない場合があります。また、患者さんによっては、面会を希望しない親戚・知人・友人がいるので、注意しましょう。そのため、患者さん本人の意思をあらかじめ確認しておきます。相手が特定できない電話での患者さんに関する問い合わせについては、特に注意が必要で原則禁止です。